

「果物の食習慣づくり」に係る県民イベント実施業務仕様書

1 目的

果物のおいしさやスポーツを行う際に役立つ果物の機能性等を効果的に県民に伝えるための県民イベントを開催し、県民の県産果物に関する理解や関心を高め、「果物の食習慣づくり」に資する。

2 委託業務の内容

(1) 県民イベントの開場設営及び運営

県産果物に関する理解や関心を高めるため、県民イベントを効果的かつ効率的に開催し、進行管理（司会含む）、講師等の手配、展示物の制作・手配、資料の準備、開場設営・装飾・撤去等に係る一切の業務を行う（ただし下記において県が行うと記載しているものを除く）。

ア 日程・会場等

令和4年11月5日（土） 11時～15時

アップルパレス 3階 ねぶたの間

（青森市本町5丁目1-5）

※ 会場借上等の手配・支払は県が行う。

イ 参加者（見込み）

食育関係者、健康や果物に関心のある県民、学生等 50名程度

※ 参加案内及び参加者の取りまとめについては県が行う。

ウ 実施内容

アの会場を2分割し、一方を講演会場（A）、もう一方を展示会場（B）とする。なお、開催時間は下記を想定しており（A）会場については、表彰式の前（11:00～11:30）にリハーサルで県が使用する。なお、会場の分割や②の表彰式以外の時間設定については、変更することも可とする。

① いろいろな青森りんごや果物に関連する展示（B） 11:00～13:00

② 青森りんご勲章表彰式（A） 13:00～13:30

③ 講演、事例紹介等（A） 13:30～15:00

※ ②の表彰式に係る資料の作成、出席者の手配、アテンドは県が行う。

エ その他

会場内において、感染症予防対策を講じること。なお、詳細については、開催前の感染状況等を踏まえ、県と協議すること。

(2) その他（1）に関連して必要な業務

3 委託料予算額

1,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

4 委託期間

契約締結の日から令和4年12月23日（金）までとする。

5 実績報告等

業務終了後、委託期間内に実施概要を取りまとめた実績報告書を提出すること。

6 著作権

- (1) 本業務の中で制作したすべての制作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、すべて県に帰属するものとする。
- (2) 受注者（受注者から再委託を受けた者を含む。）は、本業務における制作物に係る著作権人格権を県及び県から正当に権利を取得した第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 本業務の実施に当たり、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権利料等の負担と責任は、すべて受注者が負うこと。
- (4) 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保障し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

7 その他

- (1) 業務実施にあたっては、県と十分な連絡調整を図りながら行うものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、県と発注者との協議により定めるものとする。
- (3) 実施の可否については、感染症の状況を鑑み県が判断するものとする。なお、中止と判断した場合の委託料の取扱については、県と協議するものとする。

(参考) 役割分担のイメージ

	受注事業者	県
① 県民イベントの企画	○	
② 県民イベントの準備		
会場借り上げ	—	○予約・支払
会場装飾品の作成・準備 (看板等を含む)	○	△ステージ花の手配 ・支払
展示物の作成・手配	○	△借用等への協力
講師等依頼・調整	○	—
③ 県民イベントの周知	—	○通知・取りまとめ
④ 県民イベントの実施		
展示	○	△協力
表彰式	○司会	○出席者アテンド・支払
講演会等	○司会・ 講師等アテンド・支払	△協力